

(3) 所得者別青色申告者

階 級 区 分	営 業 等 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 所 得 者	計
	人	人	人	人
70万円以下	2,894	69	757	3,720
100 〃	6,060	187	1,411	7,658
150 〃	14,746	869	5,275	20,890
200 〃	17,284	1,326	7,412	26,022
250 〃	17,314	1,620	8,806	27,740
300 〃	15,364	1,743	9,088	26,195
400 〃	22,758	3,084	16,603	42,445
500 〃	13,423	2,283	13,959	29,665
600 〃	7,350	1,367	11,140	19,857
700 〃	4,302	777	8,976	14,055
800 〃	2,613	485	7,222	10,320
1,000 〃	2,779	402	10,199	13,380
1,200 〃	1,401	142	6,422	7,965
1,500 〃	1,513	88	6,115	7,716
2,000 〃	1,732	48	5,384	7,164
3,000 〃	1,502	17	4,382	5,901
5,000 〃	1,078	2	2,785	3,865
5,000万 円 超	587	—	1,501	2,088
合 計	※ 134,700	※ 14,509	※ 127,437	※ 276,646

調査対象等：平成15年分の申告所得税について、平成16年3月31日現在で申告納税額がある者のうち、青色申告者について平成16年3月31日現在の合計所得により階級区分して、それぞれの分布状況を示した。

用語の説明：青色申告とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をして、これに基づいて正確な申告と完全な納税をすることを目的として設けられている制度である。このため、一般の申告と区分するため青色の用紙で申告することになっているので、青色申告といわれている。青色申告が認められているのは事業所得、不動産所得及び山林所得であり、青色申告をした者には税務計算上種々の特典がある。

(4) 所得者別青色申告者の累年比較

年 分	営 業 等 所 得 者			農 業 所 得 者			そ の 他 所 得 者			計		
	人 員	左のうち 青色申告者	青色申告者の割合	人 員	左のうち 青色申告者	青色申告者の割合	人 員	左のうち 青色申告者	青色申告者の割合	人 員	左のうち 青色申告者	青色申告者の割合
平成11年分	293,137	154,101	52.6	27,901	12,597	45.1	703,005	115,852	16.5	1,024,043	282,550	27.6
12	288,847	153,715	53.2	23,202	11,350	48.9	698,031	120,408	17.2	1,010,080	285,473	28.3
13	271,177	145,654	53.7	21,976	11,679	53.1	695,298	123,636	17.8	988,451	280,969	28.4
14	254,879	136,553	53.6	27,111	14,058	51.9	684,528	124,864	18.2	966,518	275,475	28.5
15	251,573	134,700	53.5	27,967	14,509	51.9	690,876	127,437	18.4	970,416	276,646	28.5

(注) 「2-1 課税状況 (1)本年分の課税状況」の人員により青色申告者の割合を算出した。